

名古屋市告示第105号

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供します。

令和7年3月11日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 縦覧期間

令和7年4月1日から同月30日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除きます。

2 縦覧時間

午前8時45分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

3 縦覧場所

土地又は家屋の所在する区を所管する市税事務所

名古屋市財政局税務部固定資産税課